

令和元年度 第4回人権教育学級

日時：9月12日（木） 9：50～11：50

場所：別府市役所 5F大会議室

演題：子どもと人権

～子どもの人権と児童虐待の現状～

講師：大分県中央児童相談所

こども相談支援第一課主幹 溝口 球子 さん

講演概要

1 子どもの権利とは

○子どもが人として尊重され、心身ともに健やかに成長発達することが保障される権利

・「子どもの権利」は大人のサポートがあってはじめて実効性がある。

○なぜ、子どもの権利擁護？

・ややもすると「保護」や「指導」の名のもとに子どもの人権が軽視されてしまうおそれがある。

・「しつけ」「教育的配慮」の名目で、大人の善意の押しつけになっていないか、注意が必要。

子どもの一番の利益になっているかを常に意識することが大事



<講師の溝口 球子さん>

2 子どもの権利条約

○1989（H1）年11月国連採択、日本は1994（H6）年4月に批准

すべての子ども(18歳未満)は、生存と発達に関する固有の権利をもち、家庭や社会は、子どもの養育と発達について責任がある。

- ①基本原理は「子どもの最善の利益」の実現（第3条）
- ②4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」

子どもの最善の利益と保護者の利益は必ずしも一致するものではないが、子ども支援と保護者支援は対立するものではない。

<ポイント>

- ・大人に認められている人権のほとんどすべてが子どもにも認められている。
- ・子どものための特別な権利も具体的に書かれている。
(第20条・代替的看護の保障(親御さんが養育できない時は、社会全体で育てる))
- ・子どもの意見表明権(第12条)
- ・子どもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一時的責任とその責務を遂行するための公的支援の必要性(第18条)
- ・家庭養育の原則

3 児童相談所

- 子ども(18歳未満)の福祉に関する問題について相談を受け付けるほか、調査、診断、判定の上、子どもや家庭にとって最も効果的な支援を行う児童福祉行政機関
 - ・大分県内には2ヶ所 中央児童相談所 中津児童相談所
 - ・児童虐待対応においては、中心的役割を果たしている。
- 児童相談所の機能→市町村支援機能、相談機能、一時保護機能、措置機能
- 相談の種類⇒1 養護相談 2 障がい相談 3 非行相談 4 育成相談 5 その他

4 一時保護について

- ・目的→緊急保護、行動観察、短期入所・・・一時保護自体は目的(ゴール)ではない。
- ・判断基準→①危険度・緊急度 ②子ども自身の納得 ③保護者の意向 ④一時保護の効果 ⑤退所後の援助プラン

5 児童虐待について

児童虐待の防止等に関する法律

- 第1条(目的) 第2条(児童虐待の定義)
- 第3条(児童に対する虐待の禁止) 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。
- 第5条(児童虐待の早期発見等) 第6条(児童虐待に係る通告)
- 第7条(通告者秘匿義務)

<児童虐待の定義>

- 身体的虐待**⇒・外傷 ・暴行 ・意図的に子どもを病気にさせる・・・等
- 性的虐待**⇒ ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・・・等
- 心理的虐待**⇒・言葉による脅かし、無視、他のきょうだいの差別的扱い、面前DV等
- ネグレクト**⇒・子どもの健康・安全への配慮を怠る、必要な情緒的欲求に応じない、食事

衣服などが不適切・・・等 車に乗せたまま放置することもこれに当たる。

<大分県の児童虐待相談件数>

年々増加の一途をたどっている。

<児童虐待対応の実際（１）>

児童相談所に寄せられる虐待の通告

- ・近隣住民からは⇒子どもの泣き声、親の怒鳴り声、叩く音、夜に保護者が不在 等
- ・保育所、学校からは⇒子どもにあざ、子どもが家に帰りたがらない、迎えに来ない 等
- ・病院等からは⇒保護者の説明とつじつまの合わない怪我ややけど、乳児の骨折 等
- ・警察からは⇒DVの目撃、虐待を受けた子どもの保護 等
- ・児童本人や親族からは⇒保護してほしい、性的暴行 等
- ・虐待者自らの相談⇒叩いてしまいそう、叩いてしまって後悔 等

<児童虐待対応の実際（２）>

児童の安全確認（４８時間以内の安全確認）

- ・虐待事実の確認 ・一時保護の承認（職権一時保護）

<児童虐待対応の実際（３）>

- ・保護を躊躇する場合
- ・対応困難事例・・・子どもの安全確認・保護は虐待者のいない場所での面接が原則
在宅からの保護は、非常に困難
- ・市町村との連携

<虐待に至るおそれのあるリスク要因（１）>

保護者側のリスク要因

- ・妊娠を受容することが困難（望まぬ妊娠、若年の妊娠）
- ・子どもへの愛着形成が不十分（長期入院等）
- ・被虐待経験 等

子ども側のリスク要因

- ・乳児期の子ども ・未熟児や障がい児
- ・何らかの育てにくさを持っている子ども 等

<虐待に至るおそれのあるリスク要因（２）>

養育環境のリスク要因

- ・未婚を含む単身家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- ・子連れの再婚家庭
- ・転居を繰り返す家庭 等

6 しつけと体罰

- ・たとえ１０分間でも置き去りにするのはしつけではなく体罰である。
- ・「日本の大人の約６～７割が、親による体罰は、時には必要と考えている。」という調査

結果がある。

体罰は絶対にしないと考える大人が増えないと、体罰のみならず体罰の発展した深刻な身体的虐待を日本から減らすことはできない。

- ・体罰とは、殴る、蹴るなどの腕力を用いるものにとどまらない。子どもに恐怖を与える対応は、すべて体罰と考えたほうが良い。

<体罰の6つの問題性>

- ① 大人の感情のはけ口である。
- ② 恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法である。
- ③ 即効性があるので、他のしつけの方法が分からなくなる。
- ④ しばしばエスカレートする。
- ⑤ それを見ている他の子どもに深い心理的ダメージを与える。
- ⑥ 時に、取り返しのつかない事故を引き起こす。

叩いてやめさせることは簡単、丁寧にしつけるのはすごい手間がかかる、根気がいる。

しかし、それが大事！

7 大分県の代替養育の現状

○代替養育とは

生まれた家庭で適切な養育を受けることができない子どもに対して、公的な責任において養育を行うこと

○社会的養護を担う社会資源

施設等	特徴
乳児院	乳児（または幼児）を対象
児童養護施設	小舎（12人以下）～大舎（20人以上）や小規模（1グループ6人前後）での生活
里親	里親の家庭の中で生活。児童4人まで。
ファミリーホーム	養育者の住居で養育。養育者は補助を含め3人。児童は5～6人。
児童心理治療施設 (情緒障害児短期治療施設)	軽度の情緒障がいをもつ児童が治療を目的として生活。
児童自立支援施設	非行・ぐ犯、生活指導を要する児童。
母子生活支援施設	母子の自立支援を行う。家庭単位で生活。
自立援助ホーム	義務教育を終了した児童等に自立のため必要な支援を行う。

○里親委託優先の原則

里親 > FH（ファミリーホーム） > グループホーム > 施設

○里親制度の概要（1）

- ・生まれた家庭で適切な養育を受けることができない子どもに、公的な責任において保

護・養育を行う、代替養育制度の一つ

○里親制度の概要（２）

里親には、主に３つの種類がある。

①養育里親（養子縁組を前提としない里親）

・監護権のみが与えられる。

②養子縁組希望里親（将来的に養子縁組を行うことを希望する里親）

・特別養子縁組が成立すると、法的に親子関係が成立する。

③ファミリーホーム

・養育者の住まいにおいて、５～６人の子どもを養育する制度

○里親養育の有効性

<大分県の方針>

①乳幼児期の愛着形成が図られる

②子どもと養育者で１対１の関係がとれる

③健全な家庭モデルを知ることができる

④子どもの生活の連続性を確保できる

地域で子どもを育てる仕組みづくり 温かく見守っていく

8 終わりに

○児童虐待、非行問題等、子どもの問題の対応においては、地域関係機関との連携・協力が不可欠

○地域の子どもの地域、社会で育む。「子どもの最善の利益」を念頭に

○問い合わせ先

中央児童相談所 097-544-2016

中津児童相談所 0979-22-2025

班の話し合い

○自分の子どもに正直、しついで当てはまる部分もあり、見直す機会となりました。落ち着いて子育てをしていきたいです。

○自分に当てはまる部分があり、感情で叱ることがありました。通報が市役所でよいというのは、気軽にできてよいなと思いました。

○兄妹で怒り方に差をつけてしまうことがあるので考えさせられました。

○自分も子どもにきつい言葉をかけることがあるので考えさせられました。自分の子どもだと言いやすく、つきつくなってしまう。



<班で活発に話し合う受講者>

- 子どもの性格もちがうし、暴言を吐くこともありました。男の子、女の子で育てやすさも違います。子どもに言い過ぎる部分もあるので気をつけようと思いました。
- 児相で関わる年齢が18才までと知らなかったです。知ることができてよかったです。
- 20年前に養護施設に勤めていたが、制度などがあまり変わっていない。そこは、どうなのか、難しい問題だと思う。
- 件数は増えているのに、大分に児童相談所が2つしかないのにびっくりしました。
- 子どもの命が一番。施設の数が少なすぎます。施設を増やす取組をもっとしてほしいです。里親の数をもっと増えてほしいです。
- 孤独な家庭が多いので、地域が関わる仕組みが必要なのではと思います。
- 虐待の原因をもう少し考えてあげるとよいと思います。周りをもっと関わってあげるとよいと思います。
- 相談所の仕事は大変です。子どもを保護しようと思ってもなかなか保護できない。もう少し世間的にも評価されてもよいのではと思いました。
- 相談所の職員さんの職場環境も大変そうですね。そこから改善しないといけませんね。
- 話をする場所がないと育児は大変です。親が相談できる場所を見つけておくとよいと思います。
- 支援センターなどに行って、周りを見て、みんな立派なお母さんだなあと思っていたけど、みんなと話してみると、自分と同じ悩みを抱えているんだなあと安心しました。
- 子どものしつけと違ってたまに手を上げることも体罰なのか、しつけと体罰の線引きが難しいです。
- 子どもに無関心な親は、子どもの自由と放任を間違えていると思います。
- 施設に預けられている子どもさんと接したことがあるが、やはりスキンシップをのぞんでいるので、子どもには愛情表現が必要と思いました。
- 虐待する親へのサポートがあまりないのではと思いました。
- 近所で声が聞こえたりしても通告まではしづらいです。
- 児童相談所の職員も躊躇することがあるんだなと思いました。
- 子どもはなかなか声に出せません。子どもの声を代弁できるような場所をもっとあればよいと思いました。
- 要保護児童数が501人いるということに驚きました。
- 通報の8割は心配なケースということに驚きました。
- しつけと体罰の違いについて部活の先生たちや地域の人たち、母親もしっかり理解していかないといけないと思いました。
- 叱る時について心理的虐待でおどしをかけてしまうことがある。気をつけないと虐待の連



< 班の発表・全体交流 >

鎖につながることもあると思いました。

- 子どもに対して、よかれと思って大人の意見を進路等について押し付けているのでは？と、今日話を聞いて反省するところがありました。子どもの意見を聞いて、しっかり話し合っていくことが大切だということを確認しました。
- 自分も毎日精一杯で、問題になるケースと紙一重かも知れない。もっと安心して頼れる機関があればいいのと思いました。
- 自分たちも子どもに対してつい強くあたってしまうと反省しました。自分一人で抱え込まず、近所や先生、検診の時などに周りに相談することが大切だと思いました。
- テレビで見ていた虐待のニュースなどは、遠くの話とと思っていましたが、大分県の数字を見て、身近なことだということが分かりました。
- 子どもと話をする、子どもの話を聞くことが大切だと思いました。
- 周りに話せる人がいるといいと思います。近所のことで気づいたことがあってもどのレベルで通報するのが難しい。
- 親のわくにはめて子どもを育ててはいけない。親の願望で子どもを育てない。兄弟でも性格が違うので子どもの性格を見極めて育てていくことが大切だと思います。
- 悩みすぎることはよくないと思います。子どもを尊重して受け入れる心を持つことが大切だということを理解しました。

<全体交流の中で出された質問>

① 大人のケアへのアドバイスは？

- ・一人で抱え込まずクールダウンしたりリフレッシュしたりする機会をもつと良い。
- ・いろいろなサービスを使うと子育てを人任せにしているのではないか、悪い母親ではないかと思いがちだが、母親だけで頑張るのではなく気軽に相談すると良い。今日のような場で話をするのも一つのリフレッシュになると思う。
- ・必要に応じて、子どもだけでなく、母親向けに心理士に来てもらい話をすることもある。

② 虐待の数は年々増えているのに施設は増えない。児相の職員の評価がされていない。制度の見直しも必要だと思うが、社会の児相に対する要請をどう見ているか？

- ・状況に応じて、児童福祉法や児童虐待防止法などの改正がなされている。また、児童相談所の配置や人数についても見直しがされ、人口7万人に一人から4万人に一人、3万人に一人というふうに整備されている。大分県では、人数に見合うだけの専門的な知識や資格を持った職員をどれだけ確保できるかが今の課題となっている。
- ・忙しいからとか人が少ないからというのは理由にならない。子どもにとっては人生の中の今は今しかないのだからそこを逃して対応ができなかったばかりにその後何かあっては申し訳なく思う。忙しくても人数が少なくてもやることはやらなければならないと思っている。

③ 通報のタイミングは？

- ・特に線引きはないが、例えば大型店の駐車場で泣いている子どもを引っ張っているとか同じマンション・アパートの人から泣き声がするから心配ということで通報が入ることもある。情報をもらうのは有難いので、気軽にしてほしい。それを確認して間違いなら間違いでよい。こうじゃないといけないということはない。虐待かなと思ったら通報してほしい。

④ 虐待をした親のサポートは？

- ・通報があると親と話をするが、児相の敷居を低く考えてほしい。話を聞いて、一時的に預けるところを紹介したり心理士にアドバイスをもらったりできるようにしている。
- ・親の体罰については、体罰に関する考え方を変わってもらったり子育ての環境を調整したりする。子どもと家庭が少しずつ交流を重ねて最終的には家に帰ることが目標である。必要に応じて、親に対する学習プログラムや子どもに対する教育プログラムを実施したりしている。いい関係といい距離感が持てるようその後もフォローを続ける。